

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

伊予市は愛媛県のほぼ中央に位置し、県都である松山市にも近接しており、古くからその優位な地理的条件、豊かな自然により商工業、漁業、農業が栄え、市内各地域が共生してきた都市である。近年、人口は減少傾向にあり、少子高齢化等のため、今後も人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

商業においては、伊予地域ではＪＲ伊予市駅や伊予鉄道郡中港駅等を中心とした中心市街地の活性化に取り組んでいる一方、中山地域や双海地域では、若者の流出による過疎化の進行に伴う購買力の低下、商業者自身の高齢化と後継者不足による経営力の弱体化等により、商業環境は非常に厳しい状況にある。

工業においては、伊予地域は農村地域工業等導入促進法等により４か所に工業団地を造成する等、優良企業の誘致を推し進め、生産量全国第１位を誇る削り節を製造する企業も操業している。一方、中山地域（山間部）では、電子・プラスチック関連企業等、双海地域（臨海エリア）では、水産加工業を中心とした小規模企業が操業しているが、まだまだ地域住民にとって安定した雇用創出に結びついていない。

現在、松山圏域３市３町（松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町）の共同計画として改正法第６回創業支援等事業計画の変更認定を受け、創業支援等の更なる拡充を図っているところであるが、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で設備投資が活発な自治体の１つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に１０件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊予市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等多岐にわたり、多様な業種が伊予市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、全量売電を目的とした太陽光発電関連設備は、設備の設置が事業所の生産、販売活動等の用に直接供していないと判断されることから、本計画において、対象とする設備から除くものとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

伊予市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、伊予市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊予市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等多岐わたり、多様な業種が伊予市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日から令和7年6月14日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。